平成２５年（フ）第１３０９号
京都市上京区烏丸通上御霊前下相国寺門前町682番地
破産者　社団法人京都家庭女学院
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
京都府向日市寺戸町北前田１－２レスポワールユキオ１Ｆ
破産者　有限会社プランＹＯＵ
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
神戸市中央区楠町５丁目２番９号
破産者　株式会社三欣
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
千葉県鴨川市横渚402番地１　Ａ―202号
破産者　金子　行徳
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１６９１号
横浜市中区山下町91番地
破産者　株式会社Ｓｉｌｋ　Ａｇｅｎｃｙ
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目22番地３　本村アパート102号
破産者　堂地マイラ　モラレスこと　ドウチマイラ　モラレス（ＤＯＣＨＩ　ＭＹＬＡ　ＭＯＲＡＬＥＳ）
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２９１号
名古屋市天白区福池１丁目244番地　シティ・ライフ福池207号
破産者　金村　道徳
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４０号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭１丁目20番地の19
破産者　澤田　高澄
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６０号
大分県臼杵市大字市浜1008番地の３、従前の住所大分市大字古国府584番地の４　レオパレス宮ノ前102
破産者　岡部　　実
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１６号
鹿児島県鹿児島市平川町4011番地２
破産者　外園　　均
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
青森県上北郡七戸町字寺沢前５番地２
破産者　附田　良子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
宮城県遠田郡美里町二郷字慶半６番地
破産者　引地　泰子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
福島市渡利字薬師町98番地
破産者　宗像　和彦
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５４号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目11番地の11
破産者　梅田　昌弘
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８９号
神奈川県高座郡寒川町中瀬４番32号、開始決定時の住民票上の住所神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目８番４号
破産者　井上　一男
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２１号
神奈川県大和市深見西１丁目３番２号　ファーストクラス大和西305号
破産者　金原　正博
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９号
静岡県富士宮市北山1365番地の４
破産者　渡井　　譲
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７９号
山口県下関市形山みどり町14番27―108号　パサージュ新下関、開始決定時の住所山口県下関市秋根上町１丁目３番２―702号　形山パレス
破産者　泉　　俊秀
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係